事　務　連　絡
令和５年３月31日

公益社団法人　日本産婦人科医会　御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び関連する助成金の期限延長並びに特別相談窓口の終了に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和２年５月７日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「コロナ母健措置」という。）、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金（以下「コロナ母健措置助成金」という。）、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）については、これまで、「「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しに関する御連絡及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）」（令和２年９月30日付事務連絡）等において、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

他方で、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和５年１月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和５年５月８日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけることとされる等の取扱いの変更が行われることとされたところです。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する妊娠中の女性労働者の心理的なストレスについて、制度創設時とは同様ではないと考えられること等の理由から、今般、コロナ母健措置については経過措置として期限を延長することとし、コロナ母健措置助成金についても支給要件等を一部見直した上で経過措置として期限を延長することとしました。また、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇均部（室）」という。）に設置している特別相談窓口については、令和５年３月末限りで終了することとしました。

具体的な内容については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する更なる周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1　コロナ母健措置について

コロナ母健措置の期限について、経過措置として、令和５年３月 31 日から令和５年９月 30 日に延長いたしました。詳細については、別紙１を御参照ください。

2　コロナ母健措置助成金について

これまで、要件を満たす対象事業主に対して、コロナ母健措置助成金として「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」による助成を行ってきたところですが、これらのコロナ母健措置助成金については経過措置として、以下のとおり対象期間、支給要件等を変更いたしました。なお、コロナ母健措置助成金の支給申請に当たり、母健カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となりますので、引き続きご留意をお願いいたします。コロナ母健措置助成金の詳細については、別紙２を御参照ください。

（１）両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）について

イ　対象期間を令和５年３月 31 日から令和５年９月 30 日まで延長したこと。

ロ　支給要件について、就業規則等において、母性健康管理措置（コロナ母健措置以外のものを含みます。）として、勤務時間の変更、勤務の軽減、休業その他の措置を整備し、当該措置の内容を労働者に周知していることを追加したこと。

ハ　支給額について、対象労働者１人当たり 28.5 万円から 20 万円に変更したこと。

（２）新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金について

令和５年３月末で終了し、申請期間を同年５月 31 日までとしたこと。

3　特別相談窓口について

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じる、通勤や働き方で悩みを抱える等、働く妊婦の皆さまがお困りの際に相談しやすいよう、母健措置等に係る相談に対応する窓口として、令和２年10月１日から令和５年３月31日までの間、雇均部（室）において特別相談窓口を設けているところ、この窓口の開設期間については延長せず、令和５年３月末で終了することといたしました。なお、特別相談窓口の終了後も、引き続き、雇均部（室）において母健措置等に係る相談は受け付けておりますので、働く妊婦の方から母健措置等についての詳細なお問い合わせ等ございましたら雇均部（室）までご相談ください。また、可能な範囲で医療機関の窓口等に配架いただくなど、周知についてのご協力をお願いいたします。

４　母健措置は、妊娠中の女性労働者が、職場での作業内容等によって新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱える場合があること等を踏まえ、妊娠中の女性労働者が安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境が整備されるよう事業主に義務付けられた措置ですので、この趣旨を踏まえ、作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、引き続き、必要な指導を行っていただくようお願いいたします。

（参考資料）

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html